

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 三 號 第 四 十 五 卷

昭和二十年九月一日發行

論 叢

ケインズの利子理論

文學博士 高田保馬

昭和十二年度豫算を論ず

經濟學博士 汐見三郎

第二次産業組合擴充三ヶ年計畫

經濟學博士 八木芳之助

時 論

北支事件特別税

法學博士 神戸正雄

研 究

再保險學說の發展

經濟學士 佐波宣平

所謂倫理的經濟學に於ける人間學

經濟學士 出口勇藏

支拂準備金の構成

經濟學士 上野淳一

說 苑

日本金爲替本位制の擴大強化

經濟學士 松岡孝兒

國防經濟と財政政策

經濟學士 柏井象雄

ロバシイ・不完全競争の下に於ける關稅

經濟學士 岡倉伯士

物價指數の意味に關する一考察

經濟學士 内海庫一郎

附 録

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁 轉 載)

説苑

日本金爲替本位制の

擴大強化

松岡孝兒

日本は歐米先進諸國からその資本主義制經濟を輸入したが、その資本主義制經濟の核心的存在たる貨幣本位制の運用には極めて多難な過程を履まなければならなかつた。少くともその明治・大正時代を通じての金爲替本位制の採用及び運営には、これらの時代にこの國が經過しなければならなかつた諸事情よりして、換言すれば、歐米先進強大國の産業資本制經濟より金融資本制經濟への發展過程に曝されつゝ後進國としての日本資本主義制經濟の展開を圖らなければならなかつたといふことよりして、今日深く反省し省慮するの必要あるを認めざるを得ないものがあると思ふ。日本資

日本金爲替本位制の擴大強化

本主義制經濟の發展と展開とは、今日までにいく度かこの國の金爲替本位制を問題にした。其の經濟の進展は自らなるこの本位制の展開を隨伴して來た。唯こゝではこれらのことについて更に詳しく立入る餘裕はない¹⁾。が併し其間に於いて日本では一時かなり一般的に認められてゐた管理通貨の思想が、いつか管理金本位制に代つて來て、最初はやゝ對蹠的にさへ見えてゐたそれらの二つの本位制、即ち金爲替本位制と管理通貨本位制とは實質的に一つのものであるかのやうな觀を有つてきたことは注意して置くことである。このことについて世界大戰は實に大きな時期を劃するものである。

世界大戰は大勢的に見て、世界に於ける先進資本主義國を金融資本國にまで押し進めてしまつたが、周ねく認められてゐるやうに、日本も亦この大勢に例外をつくることができず、かくて貨幣本位制についても大戰後日本の金爲替本位制は著しく金融資本性を帯びてその貸付的觸手を活動させたのである。このことは自

1) 拙著：金爲替本位制の研究 p. 477以下參照

ら滿洲に於ける朝鮮銀行の發展、滿洲國の獨立に伴ふ金爲替本位制定後の滿洲中央銀行の金爲替本位制の強化を齎し、此等の勢の赴くところは逐次北支地區其他にその關心を深めざるを得ざらしめるやうになつた。

最近日本經濟はこれまで續けて來た謂はゆる準戰時體制から謂はゆる戰時體制にはいりこまなければならなくなつたが、この客觀的狀勢は更にこの國の金爲替本位制をも更に一段と擴大強化しなければならなくなつた。このことの關聯する方面は極めて多いが、その詳論は別稿を期し、今は單に日本金爲替本位制の擴大強化を中心として敘述を進めたい。

二

既に述べたやうに、日本金爲替本位制の擴大強化の必然性は、日本資本主義制經濟の發展からして理解されるものであるが、この意味よりして日本が世界經濟の一環として、特に極東經濟の一環として直面せざるを得なかつた諸事情は遂に今日日本をしてこの問題に

對する態度を明瞭にしなければならなくさせた。其の動機が最近特に濃化し來れる國際不安乃至極東不安に基くこの國の生産力の擴充政策と爲替政策との矛盾にあることは斷るまでもない。

かゝる事情よりして、政府は最近の臨時議會に於いて産金法、金準備評價法、金資金特別會計法、日本銀行金買入法廢止に關する法律、朝鮮銀行法中改正法律、臺灣銀行法中改正法律、外國爲替管理法中改正法律及び橫濱正金銀行條例中改正法律をとりあげ、此の問題の方向と強度とを決定したのであるが、その中心問題は、金本位制の運用上必要な金の生産増加、この金を金本位制的に運用する上に必要とする金準備の増加、尙これらの點を繞つて加へられた金及び信用への政府の管理強化に存する。このことは今日日本を中心として行ひまたは行ひつゝある金爲替本位制と緊密に結合し、其の擴大強化に拍車かけるものであるといつていゝ。蓋し一般的に謂つて金爲替本位制なるものは、金と信用との結合者の上に運用されるものであるが、こ

れを採用する國はともかくとして、之が運用に中心的役割をつとめる國は、ある場合には金は有つてはゐるが、その海外移出を好まない國であり、またある場合には金の生産が比較的少い國である。例へば日本のごときは金生産の比較的少い國として金爲替本位制を運用してゐる國であり、北米合衆國のごときはその多くを有つてゐる國である。日本を中心として行はれる金爲替本位制はかゝる立場にあるから最近その準戰時體制より戰時體制に移らざるを得ざるに及んでは、その生産力の擴充と爲替政策との問題に於いてこの本位制を擴大強化せざるを得ない事情に至つたものである。

この意味に於いて日本金爲替本位制は、その産金増加の計劃を忽にし得ないことは勿論であるが、更に重要なことは、これと共に行はれる信用金の擴大強化であるといはなければならぬ。従つて此點より考へると、産金法にも増して重要なことは金準備評價法であり、金資金特別會計法であると謂はなければならぬ。

三

日本金爲替本位制の擴大強化

上述せる觀點よりして、日本政府を中心とする日本戰時金爲替本位制は、先づその擴大の側から見ると金の評價換を行つたのであるが、その率は日本銀行の保有金に適用されるばかりでなく、更に朝鮮銀行、臺灣銀行にもこれを適用し、これら兩行の金準備を一率に信用金準備とせることである。またその強化の側からいへば、制度的には從來日本銀行をして行はしめてゐた金の買入を政府自ら之に當ることゝすると共に、必要と認めるときは日本銀行理事をして横濱正金銀行副頭取を兼ねしめることを規定したことである。更にこれに説明を加へる。

先づ擴大の側についていへば、政府は日本銀行が保有せるその手持金の評價をば、これまでは一圓七五〇厘と計算せるものを二九〇厘とせることにより、即ち從來金一匁五圓と評價したものを十二圓九十六錢一厘と評價することによつて——この算定の基準は國際的評價に對して一〇パーセントのマージンを附したものであると説明されてゐる——約七億四千萬圓の評價益

2) 政府の計算によると昭和十二年度に於ける金生産の推定は内外地合計50匁、五年後の昭和十七年度に於いては内地だけで75匁、内外地合計131匁、金額に於いては本年度約1億8000萬圓、昭和十七年度に於いて約5億圓であると謂はれてゐる。(第七十一帝國議會衆議院議事速記録第十號 p. 167)

金を生ぜしめ、之を政府の所有に移し、これを通じて更に現送金の日銀よりの買入、新産金の買入乃至は公債資金³⁾の調達を圖らんとせることである。更に具體的に云へば、七億四千萬圓中、約四億二千萬圓を金買入資金、約一億二千萬圓を新産金買入資金、残額約二億圓を公債資金に充てんとするものであると謂はれてゐることである。

要するにこの金準備評價法の規定を通じて政府は現在金の現送によつて逐次減少しつゝある日銀の正貨準備をば八億圓とし、これに保障準備の十億圓を加へ、總計十八億圓の通貨發行力を日銀に與へることによつて、一は制限外發行の意義を明確にすると共に納付金を避けしめんとするものであるが、このことは反面に於いて政府手持の金資金の豊富さを語るものであり、更には金爲替本位制の一般性より見て日本のその強化を語るものであると謂はなければならぬ。

更にまた注目すべきことは、朝鮮銀行及び臺灣銀行に對してその發行準備をば強ひて金を以つて充當する

の必要なしとし、その貨幣金準備を信用金準備に代へしめ、兩行の保有金を中央に集中せることである。これによつて日本銀行券は一の信用金として兩銀行の支拂準備として利用されることとなり、それだけ日本金爲替本位制は擴大されることとなつた。特に朝鮮銀行の有つ北支方面との關係、臺灣銀行の有つ中南支方面との關係は、その擴大方向に於いて重要な示唆を示すものであらう。此點に於いて兩行は何れもその發行額を鮮銀に對しては五千萬圓より一億圓に、臺銀に對しては二千萬圓を五千萬圓に増加し、金爲替本位制の擴大を圖つたものである。特に臺銀に於いては從來その準備は鮮銀と異り、金銀貨及び地金銀となつてゐたものであるから、⁴⁾ 今回の規定により鮮銀と相並んで日本金爲替本位制の擴大を通じ、其の南進的觸手となつたことは注目すべきことであらう。即ち日本金爲替本位制が從來の北主南從的なものから、全面的なものへその前進を開始したものであるといつてよい。⁵⁾

次に強化の方面からいふと、日本金爲替本位制は其

- 3) 試みにこの公債資金が滿洲國公債に振當てられたる場合を假定せば此の問題が最も緊密に日本金爲替本位制と結合し得るものであることを見透し得るのである
- 4) 拙著：金爲替本位制の研究 pp. 512—514 參照
- 5) 或は此等兩行の規定は極めて明瞭であると論ぜられてゐるやうでもあるが併し我々としてはその金融資本性經濟下に於いて極めて主要な内容をもつて

の特性が合衆國の如きと異り、比較的金の少い國の金爲替本位制として著しくその運用力の強化が必要である。特に信用金の戰時的運用に於いて然りである。此の目的よりして政府は金資金中日本銀行の發行準備以外のものをその手に握りその運用上の弾力性を強化したのであるが、更にまたその運用に於いて、それが金爲替資金として日銀及び正金を通じて運用される機會が少くないので、遂に上述せるがごとき日銀理事の増加を規定して正金副頭取を兼任させるに至つたものである。この點はまた外國爲替管理に重要な作用を齎すものと考へられる。

四

今や日本政府は、資本主義制經濟の缺點を是正するの見地に立つて此の國の經濟を指導せんとしてゐる。このことは金爲替本位制に於いても同様でなければならぬ。日本は最近まではとにかく歐米先進資本主義諸國から輸入した資本主義制經濟の育成に忙しかつたが、今やその缺點に堪えられず一面資本主義制經濟の

日本金爲替本位制の擴大強化

必然性による金爲替本位制を運用しなければならぬ事情にありながら、他面その齎す金融資本性の缺點をも考慮しなければならなくなつてゐる。

かくして今日日本は、その金爲替本位制の全面的擴大強化を圖らんとし、その工作は逐次進められつゝある。日本經濟が今日著しく發展しつゝある金融資本性經濟であるといふことは、その金爲替本位制の運用に於いて特段な注意と周到な對策とを準備しなければならぬ秋であると謂はなければならない。その擴大強化は勿論不可避的なものであるが、これと同時にその擴大強化の方向と強度とは重大な考慮を拂はざるを得ない問題であると考へる。

るものであり、ややもすれば一般には理解不十分なものがあるのではないかと懸念する